

学校法人嘉悦学園 寄附行為

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人嘉悦学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都江東区東雲二丁目十六番一号に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行い、校訓「怒るな働け」を実践する有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

- 一 嘉悦大学 大学院 ビジネス創造研究科
経営経済学部 経営経済学科
ビジネス創造学部 ビジネス創造学科
- 二 かえつ有明高等学校 全日制の課程 普通科
定時制の課程 商業科
- 三 かえつ有明中学校

第三章 役員及び会議

(役員)

第5条 この法人に次の定数の役員を置く。

- 一 理事 十人以上十三人以内
- 二 監事 二人

(理事長、常務理事)

第6条 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事（理事長を除く。）のうち二名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事長の職務)

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第8条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の職務)

第9条 理事は、学園経営上の重要な事項を主体的な意思をもって判断すると共に、理事職務の執行を相互に監督する。

2 理事は、高い倫理性を有し、職務執行や内部統制の有効性等を確認しつつ、善良なる管理者としての注意義務を果たす。

(理事の代表権の制限)

第10条 理事長たる理事以外の理事は、この法人のすべての業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第11条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事長の職務の代理等)

第12条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは理事長が予め定めた常務理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(役員を選任)

第13条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 嘉悦大学学長及びかえつ有明高等学校校長
 - 二 評議員の互選によって選任された者 五人以上六人以内
 - 三 理事の過半数の議決をもって学識経験者等のうちから選任された者 三人以上五人以内
- 2 前項第一号に掲げる役員が、学長、校長の職務を兼ねる場合は、第五条第一号に定める理事の数から兼ねる職務の数に応じて一名を減じた数をもって理事の定数とする。
- 3 第一項第一号及び第二号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 5 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期並びに補充、解任及び退任)

第14条 役員（前条第一項第一号の理事を除く。以下第二項及び第三項において同じ。）の任期は三年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。
- 5 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
 - 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 6 役員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
 - 四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。

- 4 理事長は、理事総数の二分の一以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二週間以内に理事会を開催しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第四項の請求があった日から七日以内に招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第十一条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第十三項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議長を除く出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 14 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。
- 15 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 16 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから議長が指名した理事二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。
- 17 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

（常任理事会）

- 第16条 理事会は、この法人の日常的な業務（法人の業務に関する重要事項以外のもので、あらかじめ理事会において定めたものに限る。）及び非常事態発生時の対応に関する審議、決定を行うための機関として、常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、理事長、常務理事、嘉悦大学学長及びかえつ有明高等学校校長、この法人の職員として勤務している理事で構成する。
 - 3 常任理事会は理事長が招集する。

4 常任理事会で決定した事項は、次の理事会において、理事長から報告しなければならない。ただし、非常事態発生時の対応については、事後速やかに理事会の承認を得なければならない。

(責任の免除)

第17条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第18条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額といずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(評議員の定数及び選任)

第19条 評議員の定数は二十一人以上二十八人以内とし、次に掲げる者のうちから理事会において選任する。

- 一 この法人の職員として勤務している者 八人以上十二人以内
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者 六人以上八人以内
 - 三 この法人の設置する学校の方針に特に深い関心を持つ者及び学識経験者等 六人以上八人以内
- 2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期、解任及び退任)

第20条 評議員の任期は三年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 4 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 5 評議員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 理事長は評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 評議員会の議長は、評議員の互選で定める。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第十一項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議長を除く出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 12 会の議事録について準用する。この場合において、同条第十五項中「役員」とあるのは「評議員」と読み替え、同条第十六項中「出席した理事」とあるのは「出席した評議員」、「議長が指名した理事」とあるのは「議長が指名した評議員」と読み替えるものとする。

(議決事項)

第22条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

- 一 合併
- 二 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

(諮問事項、意見具申等)

第23条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内収入を以って償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たなる義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- 六 寄附行為の変更

- 七 その他学校法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めたもの
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第四章 資産及び会計

(資産)

第24条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第25条 この法人の資産は、基本財産と運用財産とに区分する。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とする。
- 4 寄附金品について寄附者の指定があるときは、寄附金品はその指定に従って基本財産又は運用財産とする。
- 5 財産目録は、基本財産と運用財産とに分けて記載する。

(財産処分の制限)

第26条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる積立金の運用)

第27条 運用財産のうち積立金は、确实なる有価証券を購入するか、确实な銀行に預金するか、その他确实なる方法をもって理事長が保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第29条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第30条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を求め、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間（原則として五年）ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第31条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成しこれにつき監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。
- 3 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第33条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第34条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第35条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を経て選定した学校法人その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第六章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、出席した理事の三分の二以上の議決を経て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第七章 公告の方法その他

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、第三十三条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人嘉悦学園事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1. この法人の組織変更当初の役員は当分の間次のとおりとする。

理事	平岡市三
同	内海幸作
同	黒川武雄
同	八木右三
同	池田むら
同	錦織理一郎
同	嘉悦康人

監事	佐藤子之吉
同	秋末政次郎

2. 組織変更後の、この寄附行為による役員を選任は、すみやかに行われなければならない。

3. 第一項の役員は、組織変更後のこの寄附行為の規定により、役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和二十七年三月七日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和三十年八月二十日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和三十年八月二十七日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和三十四年五月二日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和三十四年九月九日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十三年十一月五日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十九年二月二十七日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十年三月三十一日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十四年十一月十日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十九年十二月三日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和六十年八月十二日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成二年十一月十三日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十二年十二月二十一日）から施行する。

附則

（施行期日）

平成13年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成16年5月26日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

（嘉悦大学短期大学部経営情報学科の存続に関する経過措置）

嘉悦大学短期大学部経営情報学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年1月31日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年3月29日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年6月25日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年10月30日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年6月30日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年9月4日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附則

平成29年5月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年8月30日から施行する。

附則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。（文部科学大臣の認可の日（令和2年3月25日））

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年3月29日）から施行する。